

京都府における理学療法および訪問 リハビリテーションの現状

黒木 裕士

Physical Therapy Services and Its Delivery :
A Current Status in Kyoto Prefecture

Hiroshi KUROKI

Abstract: The purpose of this study is to outline the physical therapy services and its service delivery. In Kyoto prefecture, 66 hospitals provided physical therapy services (30.3% of 218 hospitals). There were 39 hospitals in Kyoto city (59.1%) and 3 hospitals were registered as “Sogo-Rehabilitation-Shisetsu”, the highest class of physical therapy. A questionnaire survey revealed that 7 hospitals provided the service delivery of physical therapy to the patient’s residence. These results indicate that physical therapy services have well developed into the medical services at hospitals and that, especially in urban area, the services has progressed. On the other hand, however, the service delivery of physical therapy is rather poorly developed.

Key words: physical therapy, delivery, Kyoto prefecture, current status

はじめに

リハビリテーション医療は患者や障害者の全人間的復権を目標として行われる社会的性格の濃い医療であり、彼らの自立生活と QOL (生活の質) 向上を実現するために各種の療法や援助を行う。理学療法はこのリハビリテーションを基盤とする医療技術の一つである。

わが国にはじめて理学療法士が誕生したのは昭和41 (1966) 年で、当時のごく限られた病院で理学療法が行われているに過ぎなかった。しかし近年では、都市部に住む患者や障害者のリハビリテーション受療ニーズが高まり、「居住地接近型」の「都市型リハビリテーション」が

急速に普及しはじめていると言われている¹⁾。

さらに、病院内ばかりではなく在宅訪問での理学療法も推進されるようになっていく。医療機関から派遣された理学療法士や作業療法士が寝たきり老人等の自宅を訪問して治療や訓練、および指導を行う「訪問リハビリテーション」²⁾が制度化されたためである。

しかし、このような理学療法実施病院の都市型変化や訪問リハビリテーション実施の実態については、あまり明らかにはされていない。正確な実態把握のためには全国的あるいは都道府県別の調査が重要となるが、筆者が文献的に調べた範囲ではそのような調査は見当たらなかった。京都府においても府内の全域規模での調査報告がないため、その全容は明らかではない。市区町村や小地域ごとの断片的な把握にとどまっているのが現状である。

そこで本研究では、こうした変化を数値として把握し理学療法実施病院の概要を知る目的

京都大学医療技術短期大学部理学療法学科 (京都市左京区聖護院川原町53)

Division of Physical Therapy

College of Medical Technology, Kyoto University

1995年7月19日受付

で、京都府のすべての病院を対象として調査を行った。併せて訪問リハビリテーション医療の実施病院を調査した。本論文はこれらの調査結果を整理し、若干の考察を加えたものである。

なお、調査結果と理学療法関係の診療報酬(保険点数)とは密接な関係があるが、本研究では結果報告の範囲にとどめておきたい。

対象と方法

1. 対象

平成5年10月1日現在、京都府には218の病院が存在する³⁾。この218病院を対象として理学療法実施病院および訪問リハビリテーション実施病院を調査した。

2. 調査方法

調査に当たっては、平成6年8月に京都府福祉部保険課医療係(当時)を訪問して担当職員との立ち会いのもと台帳を閲覧し、京都府知事から承認を受けている理学療法の施設基準⁴⁾を書き写した。

ここで施設基準とは、床面積、人員、機器・器具などの規定を満たした病院に対して都道府県知事が承認する基準であり、理学療法では4つに区分されている(表1)。

本調査では、理学療法Ⅰ(総合リハビリテーション施設)、ⅡおよびⅢの承認を受けている病院を理学療法実施病院とみなし、各基準の病院数、所在地、一般病床数および標榜する診療科目名について、京都府病院年報をもとに調べた。都道府県知事への申請が不必要な理学療法Ⅳの病院、診療所および老人保健施設について

は調査対象から除外した。

訪問リハビリテーションの実施病院の調査では、理学療法実施病院の理学療法士に対して、あらかじめ用意した質問項目に沿って電話による聞き取り調査を実施した。質問項目は、「訪問リハビリテーション」²⁾を実施しているかどうか、それに関与している専門職種名、1週間のうちの訪問実施日数、対象者人数と訪問頻度、および半日あたりの訪問限度人数である。また参考までに、理学療法士、作業療法士、医療ソーシャルワーカー、および言語療法士の人数を尋ねた。

結果

1. 理学療法実施病院数

京都府内の218病院のうち、66病院(30.3%)が理学療法の施設基準の承認を受けていた。その内訳は、理学療法Ⅰの承認を受けている病院は3病院(1.4%)、理学療法Ⅱの承認は55病院(25.2%)、および理学療法Ⅲは8病院(3.7%)であった(表2)。

2. 理学療法実施病院の地域性

京都市内で理学療法を実施する病院数は39(66病院の59.1%)、京都市外では27(40.9%)であった。京都市外のうち、長岡京市、宇治市、城陽市、八幡市の4市についてみると、それぞれ1病院、7病院、2病院、2病院であり、これら12病院と京都市内39病院とを合計すると51病院(77.3%)となる。なお向日市では、施設基準のⅠ、ⅡおよびⅢのいずれかの承認を受けて理学療法を実施する病院は存在しな

表1 理学療法の施設基準にかかわる床面積、人員および機器・器具の規定(文献4からの抜粋)

	理学療法の施設基準			
	I	II	III	IV
面積(m ²)	300	100	45	規定なし
人員*	理学療法士5名(常勤)	同1名(常勤)	同1名(週2日)及び専従者1名(常勤)	規定なし
機器・器具	各基準に応じた機器・器具を具備			

*: 医師の人員規定は表示していない

かった。

ここで行政上の地域を示す医療圏および保健所管内⁵⁾ごとに理学療法実施病院数をみると、表3の通りとなる。試みに算出した理学療法実施病院あたりの人口は保健所管内ごとにみると多少の不均衡が認められるが、医療圏ごとにみた場合には、一部を除いてほぼ均等化されている。

3. 理学療法実施病院の一般病床数

66病院の一般病床数は25床から1,000床までのあいだに分布しており(表4)、その平均は

表2 京都府の理学療法実施病院数
(1994年8月現在)

承認施設基準	病院数
理学療法Ⅰ	3
理学療法Ⅱ	55
理学療法Ⅲ	8
合計	66

表3 医療圏および保健所管内ごとにみた人口(平成4年10月1日)、理学療法実施病院数ならびに理学療法実施病院あたりの人口

医療圏および保健所	人口	理学療法実施病院数	理学療法実施病院あたり人口
京都・乙訓医療圏	1,603,842	40	40,096
京都市	1,456,527	39	
向陽保健所	147,315	1	
南山城医療圏	428,569	12	35,714
宇治保健所	284,873	9	
田辺保健所	143,696	3	
相楽医療圏(木津保健所)	82,846	1	82,846
中部医療圏	150,687	3	50,229
亀岡保健所	88,054	1	
周山保健所	12,479	1	
園部保健所	50,154	1	
中丹医療圏	217,769	7	31,110
綾部保健所	40,319	2	
福知山保健所	82,398	3	
舞鶴保健所	95,052	2	
丹後医療圏	123,919	3	41,306
宮津保健所	55,459	1	
峰山保健所	68,460	2	
京都府	2,606,000	66	39,485

283.2床であった。小規模病院から大病院まで、幅広く理学療法が実施されているという傾向が示されている。

とくに一般病床数が350床を超える大病院ではすべて理学療法を実施していた。一方、病床数が100に満たない病院に限って調べてみると、理学療法施設基準承認を受けていたのは9病院(218病院のうちの4.1%)であった。その内訳を開設者別にみると、市町村のものが3、医療法人が3、公益法人が2、京都府が1病院であった。また施設基準別にみると、理学療法Ⅰが1、理学療法Ⅱが7、および理学療法Ⅲが1であった。

4. 理学療法実施病院の標榜する診療科目

理学療法実施病院の多くが、内科、外科、整形外科、小児科、理学診療科などを標榜していた(表5)。また表5には示していないが、脳神経外科、神経内科、理学診療科、小児科、整形外科および内科などを標榜する病院で、理学

療法を実施する比率が高かった。具体的には、脳神経外科を標榜する病院は京都府内に全部で57病院あり、そのうち33病院で理学療法を実施していた(57.9%)。同様に、神経内科を標榜する府内35病院中20病院(57.1%)、理学診療科の78病院中42病院(53.8%)、小児科の91病院中44病院(48.4%)、整形外科の139病院中57病院(41.0%)および内科の180病院中63病院(35.0%)で理学療法を実施していた。

ここで理学診療科という科目名に注目してみると、理学療法実施病院のあいだで標榜の不統一が目立っていた。すなわち、42病院(63.6%)では標榜していたが24病院(36.4%)では標榜していなかった。

この24病院の中には国公立の病院も多く含まれていた。逆に、理学診療科を標榜していても実際には理学療法の施設基準の承認を受けていない病院は35(218病院の16.1%)あり、しかもその中には開設者が国および京都府である病

院がそれぞれ1病院存在していた。理学療法ではなくて作業療法を実施する病院で理学診療科を標榜している病院が1病院あった。

こうした不統一は、理学診療科の定義が不明確であって理学療法の施設基準とは同一のものではないことを表している。また、診療科目名は原則として申請者である病院側の判断に委ねられていることを示すものである。

5. 訪問リハビリテーション実施病院

訪問リハビリテーションを実施しているのは7病院(3.2%)であった。そのうち定期訪問を実施しているのは5病院、必要に応じた訪問を行っている病院は2病院であった。

各病院の理学療法士数、作業療法士数、医療ソーシャルワーカー数および言語療法士数、一般病床数、主たる訪問職種、1週間の定期訪問日数、訪問対象者数と訪問頻度ならびに半日(4時間)あたりの訪問人数の限度は表6の通

表4 理学療法実施病院の一般病床数*

一般病床数	理学療法を実施する病院数	理学療法を実施しない病院数
20～39	2	31
40～59	2	30
60～79	5	29
80～99		6
100～119	2	12
120～139	4	6
140～159	5	12
160～179	5	1
180～199	3	1
200～249	12	8
250～299	6	1
300～349	3	4
350～399	2	
400～499	4	
500～599	3	
600～699	3	
700～799	2	
800～899	2	
900～	1	
合計	66*	141*

*: 精神病床のみを有する11病院を除いた数

表5 理学療法実施病院の標榜する診療科目

診療科目	66病院中	比率(%)
内科	63病院	95.5
外科	58 "	87.8
整形外科	57 "	86.4
小児科	44 "	66.7
理学診療科	42 "	63.6
眼科	42 "	63.6
放射線科	42 "	63.6
泌尿器科	40 "	60.1
皮膚科	39 "	59.1
耳鼻咽喉科	37 "	56.1
消化器科(胃腸科)	36 "	54.5
脳神経外科	33 "	50.0
循環器科	33 "	50.0
産婦人科	30 "	45.5
麻酔科	29 "	43.9
歯科	27 "	40.9
呼吸器科	23 "	34.8
精神科	21 "	31.8
神経内科	20 "	30.3
その他*	38 "	57.6

*: 肛門科、形成外科、神経科、心臓血管外科、婦人科、呼吸器外科、気管食道科、性病科、産科、小児外科、美容外科および小児歯科

表6 「訪問リハビリテーション」を実施している7病院の理学療法士 (PT), 作業療法士 (OT), 医療ソーシャルワーカー (MSW) および言語療法士 (ST) の人数, 一般病床数, 主たる訪問職種, 1週間の定期訪問日数, 訪問対象者数と訪問頻度ならびに半日 (4時間) あたりの訪問人数の限度

	P T	O T	M S W	S T	一般病床数	主たる 訪問職種	定期的 訪問日数 (1週間)	対象者数と 訪問頻度	訪問人数 の限度 (半日)
A病院	4	2	1	1	340		不定期		
B病院	5	3	2	1	306	PT, OT	0.5日	2~3名	3名
C病院	4	2	1		264	PT	1.5日	12~13名/週1回 ~月1回	3名
D病院	2	1	—	—	248	PT		8名/月1回	
E病院	4	3	4	—	210		不定期		
F病院	1	—	1	—	179	PT	1.5日	11名/週1回	4名
G病院	2	—	—	—	50	PT	1.5日	6~7名/週1回	3名

りであった。

訪問頻度や対象者人数については、各病院の事情や地域性も反映した回答となっている。すなわち、1週間のうち1.5日を定期的訪問に当てている病院もあれば必要に応じて (特別な指示を受けた場合のみ) 訪問する病院もあった。12名前後の対象者をもつ病院もあればごく数人の病院も認められた。

これに対して訪問人数の限度についてはどの病院もほぼ同じ回答をしていた。半日 (4時間) あたり3人または4人が訪問の限度であり、これを時間換算すると対象者1名に対して約1時間であった。

考 察

昭和59 (1984) 年の調査報告⁶⁾には、リハビリテーション医療を実施する職種としては看護婦が81%で、理学療法士の関与はわずか4%であったことが述べられている。これに対して本調査では、京都府内の218病院のうちの30.3%が理学療法士による理学療法を実施していた。調査範囲と方法が若干異なっているため比較しづらいが、この10年間で理学療法は診療の一分野として定着してきていることがうかがえる。そして現在では、京都市や宇治市などにおいて理学療法実施病院が多く、都市部において進められる「都市型リハビリテーション」¹⁾が盛ん

に行われていることが裏づけられている。

また、理学療法Ⅰの承認を受けた3病院の出現は、リハビリテーション部門を拡大した病院が現れつつあることを示している。理学療法Ⅰの基準は「総合リハビリテーション施設」と呼ばれており、この承認を受けるためには専任の医師2名、300m²以上の理学療法床面積、理学療法士5名以上および基準を満たす機器・器具の具備等が必要である (表1)。これに加えて作業療法の100m²と作業療法士3人以上も求められる。言語療法や医療ソーシャルワークについての基準はまだ設けられていないものの、大規模化が必要なのである。リハビリテーションの分野においても専門病院化が始まっていると言えよう。

訪問リハビリテーションの調査の結果、実施病院は少なかった。しかし受療者側の訪問ニーズは増えつつある。また、近年の医療政策の流れをみると在宅医療推進の方向で進んでいる。さらに1995年4月には、わが国の理学療法士養成学校の年間入学定員は2,650名となっており、理学療法士数は1994年末現在の14,200名から今後急速に増加することが見込まれている⁷⁾。したがって、いずれはマンパワーが充足して訪問を実施する病院が増加するものと推測できる。

もっともF病院やG病院の回答 (表6) は、マンパワーや病院規模が小さくても訪問活動を

展開できることを示すものである。病院内部の条件さえ整えば、現在でも、多くの理学療法実施病院で訪問リハビリテーションを開始することが可能であると考えられる。

ま と め

1. 京都府内の理学療法実施病院を把握しその概要を知る目的で、京都府から承認を受けている理学療法施設基準、病院の所在地、一般病床数および診療科目名を調査した。また、訪問リハビリテーション実施病院の訪問状況を調査した。

2. その結果、府内にある218病院の30.3%に相当する66病院が理学療法の施設基準承認を受けて理学療法を実施していた。そのうち理学療法Ⅰは3施設存在した。訪問リハビリテーションを実施する病院は7病院であり、そのうち定期訪問を行っているのは5病院であった。

3. これらの結果は、理学療法が医療の一分野として定着してきていること、および一部の病院におけるリハビリテーション部門の大規模化が進んだことを示している。また、京都市など

の京都府中心部に理学療法実施病院が多く、「都市型リハビリテーション」が進んでいることを示している。その一方で、訪問によるリハビリテーション医療はまだ進んでいないことを示している。

文 献

- 1) 上田 敏：リハビリテーションの思想—人間復権の医療を求めて—。東京：医学書院，1992：127-136
- 2) 社会保険研究所（編）：点数表改正点の解説—医科・調剤—。東京：社会保険研究所，1994：732-733
- 3) 京都府保健環境部（編）：平成4年病院年報（医療施設一覧，病院報告）。京都：京都府保健環境部，1993：50-69
- 4) 前掲書，点数表改正点の解説，671-673
- 5) 前掲書，平成4年病院年報，5
- 6) 武田 功：京都府下におけるリハビリテーションの現状。京都大学医療技術短期大学部紀要1984；4：42-48
- 7) 森永敏博，鈴木康三，黒木裕士，他：理学療法をとりまく環境—理学療法の実状と今後について。健康人間学（京都大学医療技術短期大学部紀要別冊）1995；7：39-44